

令和8年度多気町ひとり親家庭等学習支援事業
業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

多気町ひとり親家庭等学習支援事業業務委託（以下「本業務」といいます。）の契約の相手方の候補者を、児童への学習支援や相談支援に係る専門的知識や技術、実務経験に基づく分析や判断並びに支援対象の子どもの個別の状況に応じた支援内容の組み立て等の業務を行い得る能力を有する民間事業者の中から、本業務に対する意欲、資質及び技術能力が最も優れた者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」といいます。）により選定するものです。

2 委託する業務の範囲

別紙「仕様書」のとおりとします。

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月28日までとします。

4 提案見積限度額

見積限度額については、次の表のとおりとし、本業務に係る提案見積書を提出する際は、この提案見積限度額（消費税及び地方消費税を含みます。）を超えないものとします。

なお、この金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものです。

提案見積限度額

| 事業名 | 提案見積限度額 |
|--------------------|-------------|
| 令和8年度ひとり親家庭等学習支援事業 | 14,913,000円 |

（消費税及び地方消費税を含みます。）

5 プロポーザル実施スケジュール

| | 内容 | 期日 |
|---|------------|------------------------|
| 1 | 公告 | 令和8年4月13日から4月27日午後4時まで |
| 2 | 実施要領等の配布 | 令和8年4月13日から4月20日午後4時まで |
| 3 | 質問書の受付 | 令和8年4月13日から4月27日午後1時まで |
| 4 | 質問書の回答 | 令和8年5月8日まで |
| 5 | 参加申込書の提出 | 令和8年5月12日午後1時まで |
| 6 | 参加資格審査結果通知 | 令和8年5月15日までに通知 |
| 7 | 企画提案書類の提出 | 令和8年5月22日午後4時まで |

| | | |
|---|---------|-----------------|
| 8 | 書面審査 | 令和8年5月29日午後1時まで |
| 9 | 審査の結果通知 | 審査終了後速やかに |

6 参加資格要件

本事業の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす法人その他の団体(以下「法人等という。）」とする。ただし、代表となる法人等と他の法人等とのコンソーシアム方式※(以下「共同の事業体」という。)でも参加できることとする。

この場合、代表となる法人等と、代表となる法人等以外の法人等のいずれもが、以下の(1)から(6)の参加資格要件を満たす共同の事業体であること。

- (1) 多気町契約規則(平成18年多気町規則第41号)第5条に規定する多気町一般競争有資格者名簿に登録されていること。登録されていない者にあつては、以下のアからウの書類を提出し確認を受けていること。
 - ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)
 - イ 法人以外の団体にあつては、代表者の身分証明書
 - ウ 印鑑(登録)証明書(法人以外の団体にあつては、代表者のもの)
- (2) 国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税(支店等が入札及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税)の滞納がないこと(法人以外の団体にあつては、代表者に滞納がないこと。)
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- (4) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第

64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

(6) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

※本企画提案におけるコンソーシアム方式とは、共同の事業体が契約の相手方となる最優先候補者となった場合、原則、本町と代表の法人等のみが契約を行い、代表の法人等は共同の事業体を形成する各法人等と必要な契約等を行うこととする。

7 質問の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次の要領により行うこと。

(1) 質問の方法

電子メールにより質問書（第1号様式）を送信して行うもののみとする。

メール送信後、電話によりこども課に受信確認すること。

(2) メール の 件 名

「多気町ひとり親家庭等学習支援業務委託プロポーザル質問」

(3) メールアドレス kodomo@town.mie-taki.lg.jp

こども課 電話番号0598-38-1154

(4) 参加者から質問を受けた場合は、全ての参加事業者に対して、参加申込書に記載されたメールアドレスに質問内容とその回答を送信します。

8 参加申込

プロポーザルへの申込みについては、次の方法により行ってください。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（第2号様式）

イ 多気町契約規則(平成18年多気町規則第41号)第5条に規定する多気町一般競争有資格者名簿に登載されていない者にあつては、本実施要領「6 参加資格要件の(1)」に記載するアからウの書類

※参加申込書の提出日の3ヶ月以内に証明されたものに限り、以降についても同じです。

ウ 本実施要領「6 参加資格要件の(2)」を証明する完納証明書

※地方公共団体で完納証明書がない場合には、滞納がないことを表す証明書に代えることができることとします。

エ 誓約書（第3号様式）

オ 会社概要関係書類 ※法人の場合のみ

(ア) 所在地、資本金、事業内容、社歴等が確認できるもの（パンフレット可）

(イ) 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類

カ 賠償保険等の加入状況に関する書類

※ 不測の辞退に対応するための賠償保険等の諸種保険への加入状況が確認できるもの。

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出先

多気町こども課（多気町役場内）

〒519-2181 三重県多気郡多気町相可1600番地

電話番号：0598-38-1154

(4) 参加申込書類の提出に関する留意事項

ア 参加申込書類の提出に要する一切の費用は、全て提案者の負担とします。

イ 提出期間内に参加申込書類の提出がなかった場合は、本プロポーザルには参加できません。

ウ 参加申込書類は、持参により提出してください。

エ 提出後における参加申込書類の差し替え、再提出は認めません。

オ 提出された参加申込書類は、一切返還しません。

カ 参加申込書類の受付時において、受付する職員は、内容の点検を一切行いません。不備のある場合は、失格になりますので、ご注意ください。

キ 参加申込書類等は、選定作業において複製を行うことがあります。参加申込事業者は複製について同意したものとみなします。

9 参加資格要件の審査及びプロポーザル参加資格の可否に関する通知

参加申込事業者から提出された参加申込書及び添付書類に基づき、参加申込事業者のプロポーザルへの参加資格要件について、こども課担当において審査し、本プロポーザルへの参加資格についての可否を、参加申込事業者全てに電子メール及び書面で通知します。

10 プロポーザルの実施

プロポーザルは、多気町ひとり親家庭等学習支援事業業務プロポーザル方式審査委員（以下「審査委員」といいます。）において行います。本プロポーザルに参加を認められた参加申込事業者（以下「参加事業者」といいます。）は、次の書類を提出してください。

(1) 企画提案書

(2) 提案見積書（第4号様式）

11 企画提案書

参加事業者は、企画提案書を次の要領により作成してください。

(1) 企画提案書の項目及び内容

ア 会社概要及び財務状況（直近2年間の会計年度における貸借対照表及び損益計算書）

※法人の場合のみ

会社概要については、設立年月日、所在地、資本金、事業内容、社員数、組織図を記載してください。ただし、副本には参加事業者が特定できる情報（社名等）を記載しないでください。また、財務状況については、直近2か年の会計年度における貸借対照表及び損益計算書を記載してください。

イ 本業務と類似業務の受託実績

発注者が国、地方公共団体及び独立行政法人等の公共団体の間において、本業務と同種

又は類似業務の過去3年間の契約実績(契約の相手方の名称、契約期間、業務内容の概略)について記載してください。ただし、副本には参加事業者が特定できる情報(社名等)を記載しないでください。

ウ 業務の実施計画及び業務の遂行体制

次について具体的に記載してください。ただし、副本には参加事業者が特定できる情報(社名等)を記載しないでください。

(ア) 本業務の実施計画

(イ) 本業務のスケジュール

(ウ) 人員配備等、本業務の実施体制

エ コーディネーターの人選に関する提案

本業務の企画・運営、学習支援ボランティアの募集・選定、資料及び教材の作成、派遣調整等の管理等を行うコーディネーターについて記載してください。特に下記の項目について具体的に記載してください。

(ア) コーディネーターは、本業務の企画、運営において、総合的な判断力を有する者を選任することができるか

(イ) コーディネーターは、教材の作成において見識のある者か

(ウ) コーディネーターは、ひとり親家庭及に対して理解のある者か

オ 教材の作成に関する企画及び提案

教材の作成方針について教科ごとにおいて具体的に記載してください。

カ 学習支援員の自宅派遣に関する企画及び提案

(ア) 自宅派遣の学習支援員については、当該生徒を1人で担当することになるが、自宅派遣の学習支援員の選定基準について

(イ) 学習支援員と生徒とのマンツーマンによる学習支援となるが、生徒と学習支援員のトラブル対策について

キ 生徒の個人情報保護に関する提案

児童の個人情報及び児童の家庭に関して知り得たことについての守秘等に対する対策について記載すること。

ク その他

経費の節減に対する創意工夫について等を記載してください。

(2) 企画提案書は、日本工業規格A4版横書き、両面印刷、左綴じ又は上綴じで作成し、目次及び項番号を付け、企画提案書(正本1部、副本5部)を作成の上、提出してください。

(3) 正本の表紙には、あて先「多気町長」、タイトル「令和8年度多気町ひとり親家庭等学習支援事業業務委託」、提出日及び参加事業者の名称を記載してください。

正本の表紙には実印を押印すること。

(4) 副本の表紙には、あて先「多気町長」、タイトル「令和8年度多気町ひとり親家庭等学習支援事業業務委託」、提出日を記載し、参加事業者の名称を記載しないこと。

(5) 企画提案書は、表紙及び目次を除き、50ページ以内とします。

(6) 企画提案書の提出に関する留意事項については、8の(4)参加申込書類の提出に関する留意事項を準用します。

12 提案見積書

提案見積書（第4号様式）に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額とし、学習支援員1人当たりに係る指導1回当たりの金額を基に、全体履行期間の金額を提示してください。なお、学習支援員1人当たりに係る指導1回当たりの金額には、生徒を指導するにあたって必要となる一切の経費を含めてください。

また、本業務においては提案見積限度額を設定していますので、ご確認ください。

（参考）

(1) 学習支援の定員

ひとり親家庭等学習支援：24名以内

（定員はあくまでも最大人数を示すもので、実際はそれぞれの定員を下回ることがあります。）

(2) 実施回数

生徒1人当たり 40回（毎週1回、90分程度、10ヶ月）

病気等、不都合が生じた場合は、振替も可能とする。

13 プロポーザル審査及び審査基準

プロポーザルの審査は、多気町ひとり親家庭等学習支援事業業務委託公募型プロポーザル事業者審査基準（以下「審査基準」といいます。）に基づき、審査委員が実施します。審査は、提案見積額が、提案見積限度額を超えていない参加事業者に対して実施します。

なお、審査委員は、次の要領で審査を実施します。

(1) 書面審査

審査委員において企画提案書及び提案見積書の審査を行い、提案書の得点が最も高い参加事業者を、契約の相手方の最優先候補者として決定します。

最終審査の結果は、審査参加事業者全てに書面で通知します。

14 書面審査の得点が一定の基準に満たない場合について

審査において、提案書の得点が一定の基準に満たない参加事業者は、本プロポーザルにおいて契約の相手方の候補者として選定しないものとします。

15 契約の締結について

最優先候補者と選定された参加事業者と契約に関する協議を行い、契約の締結を行います。

なお、最優先候補者との協議が整わない場合は、最優先候補者に次いで高い評点を得た参加事業者（以下順次）と契約に関する協議を行います。

16 問い合わせ先

多気町こども課

電話番号 0598-38-1154

FAX番号 0598-38-1140

E-mail : kodomo@town.mie-taki.lg.jp